

都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準（該当部分抜粋）

新旧対照表

都市計画法施行細則（運用基準P. 174～178）

新	旧
（開発許可申請書の添付図書） 第8条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、省令第16条第1項の開発行為許可申請書に、省令第17条第1項に掲げる図書のほか、次に掲げる図書（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域が1ヘクタール以上のものを除く。）にあっては、第1号、第2号及び第5号に掲げる図書）及び申告書を添付しなければならない。 (1)～(5)（略） （開発行為許可標識の設置） 第14条 法第29条第1項若しくは第2項の許可を受けた者又は法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手した日から完了する日までの間、当該許可に係る行為を行う場所で公衆の見やすい位置に、開発行為許可標識（第17号様式）を設置しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、法第29条第1項又は第2項の許可を受けたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定	（開発許可申請書の添付図書） 第8条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、省令第16条第1項の開発行為許可申請書に、省令第17条第1項に掲げる図書のほか、次に掲げる図書（主として自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域が1ヘクタール以上のものを除く。）にあっては、第1号、第2号及び第5号に掲げる図書）及び申告書を添付しなければならない。 (1)～(5)（略） （開発行為許可標識の設置） 第14条 法第29条第1項若しくは第2項の許可を受けた者又は法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手した日から完了する日までの間、当該許可に係る行為を行う場所で公衆の見やすい位置に、開発行為許可標識（第17号様式）を設置しなければならない。 （新設）

により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされ、又は同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた場合には、同法第49条の標識に次に掲げる事項を記載したものをもって前項の開発行為許可標識に代えることができる。

- (1) 開発許可標識である旨の表示
- (2) 開発区域に含まれる地域の名称